

啓発行政の活動拠点として犬、ねこの習性、能力、飼い方について楽しみながら理解する施設で、園児、児童、青少年から高齢者と多くの県民に利用されることを目的としている。

① 展示コーナー

人と犬、ねこをテーマに、動物に関する情報等を楽しく遊びながら、わかりやすく展示し、理解を深める。

② 多目的ホール

犬、ねこの正しい飼い方啓発事業、ふれあい教室、犬のしつけ方教室、子犬の譲渡講習会、ビデオ上映、会議等に活用。

③ 図書コーナー

犬、ねこをはじめ動物に関する知識、情報を習得し、また、動物飼育の相談の場とする。

④ ~~ふれあいルーム~~

~~高齢者および身体の不自由な方を対象として、子犬とふれあえるくつろぎの場所を提供する。~~

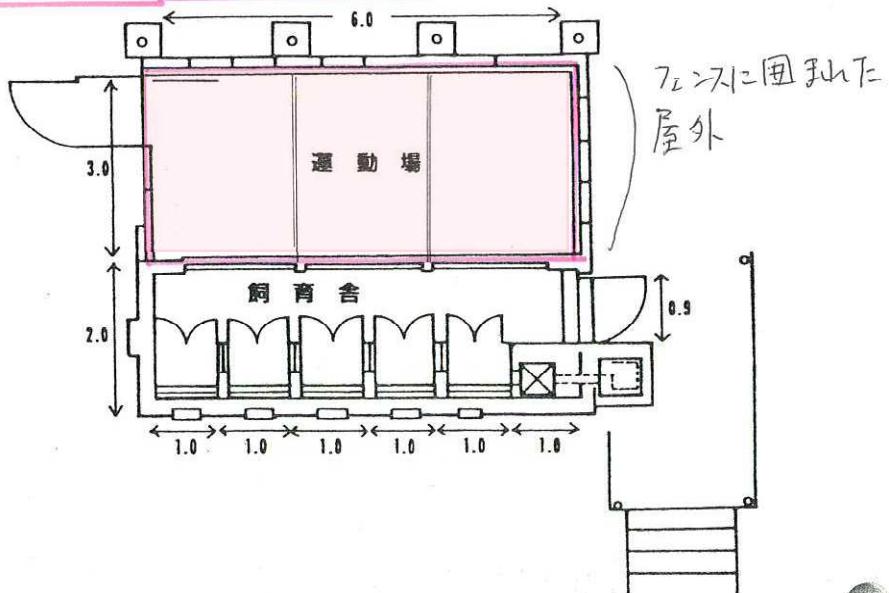
⑤ ~~健康管理室~~

~~飼育動物（ふれあい用動物、譲渡用子犬）の健康管理を行う。~~

(2)

イ. コンパニオンアニマル養育舎 (30m^2)

犬の飼育希望者や高齢者に譲渡するため、健康管理をした譲渡用子犬の飼育施設。

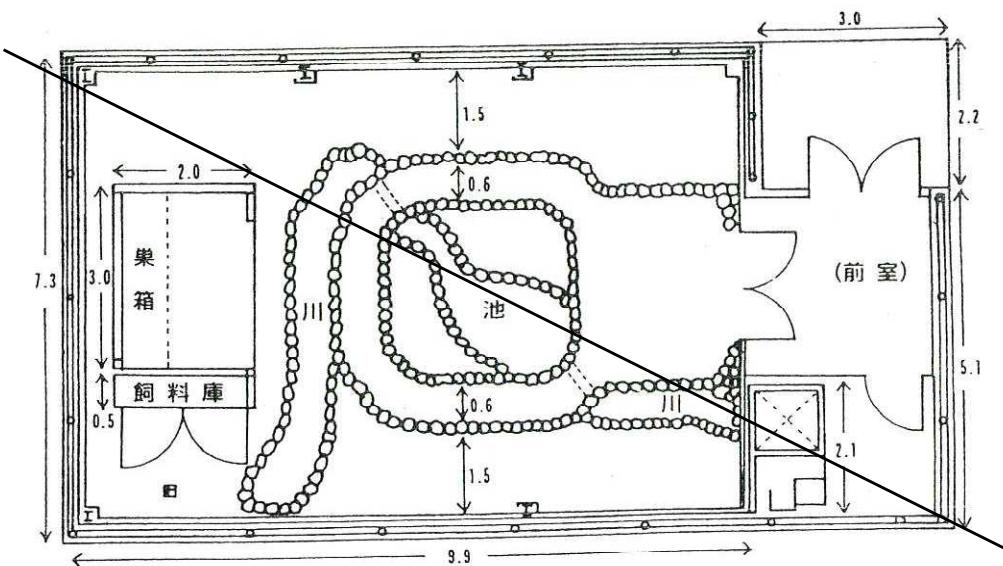


ウ. ふれあい広場（小鳥ハウス、てんとう虫広場、動物の丘、水鳥の池）

— 動物に直接ふれあいながら、動物との接し方や習性を体験する。 —

① 小鳥ハウス（面積 73m^2 ）

— 鳥舎内に入って小鳥を観察してもらえる施設。 —



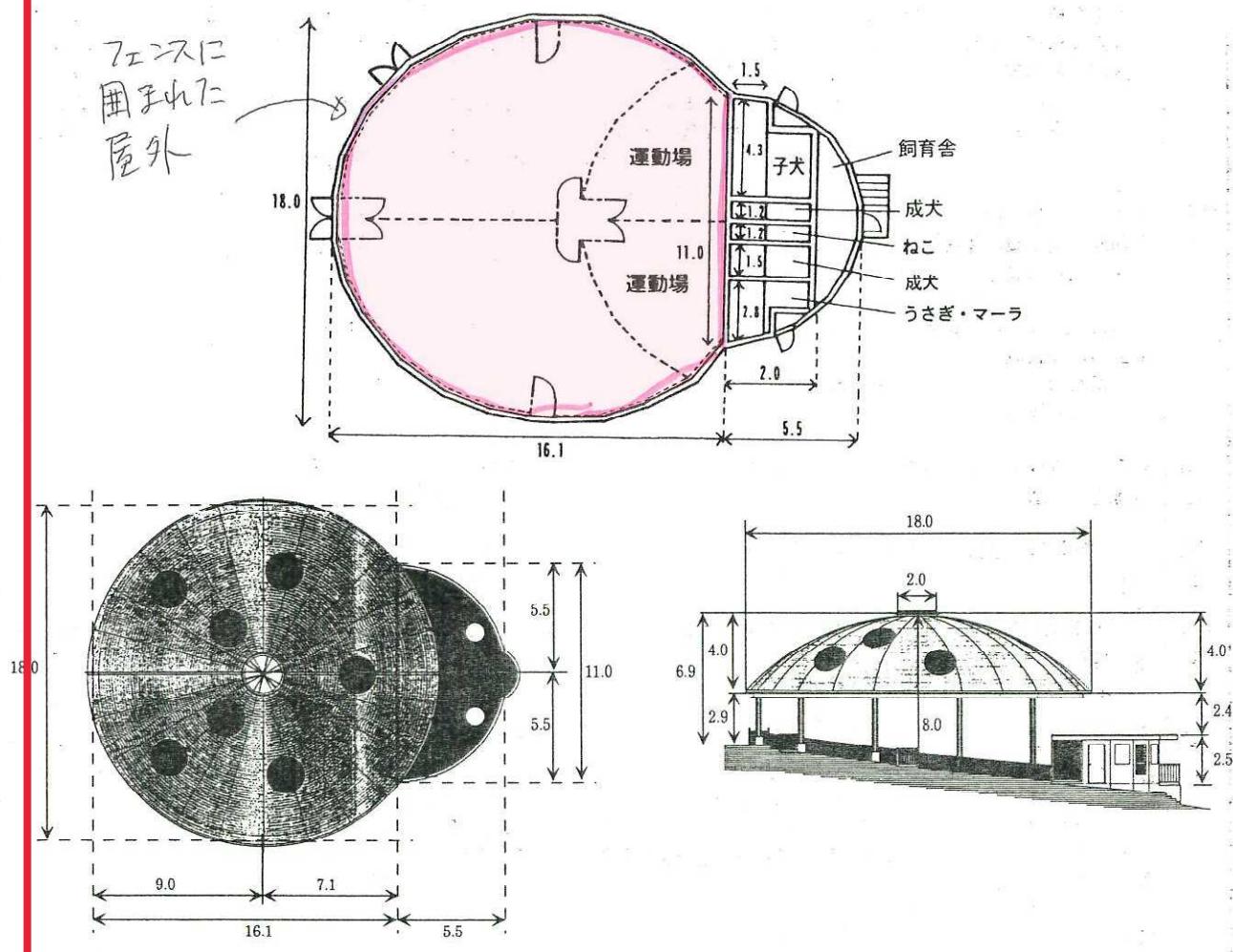
(3)

② てんとう虫広場 (面積356m²)

うち 296m²

子犬、うさぎ、マーラ、ねこ等とふれあうことのできる広場。

雨天時、炎暑時も広場を利用できるように、平成11年度にナナホシテントウムシの羽根を模したドーム型の屋根を設置した。



③ 動物の丘 (面積210m²)

羊、山羊とふれあうことのできる広場。

④ 水鳥の池

合鴨を飼養。

(4)

エ. 憇いの広場 (面積364m²)

屋外における啓発事業に使用し、また、来場者が自由に利用できる広場。平成7年度に利用者の夏場の涼のため、きのこシェルターを設置した。

※啓発施設の開場日

毎週火曜日から金曜日および日曜日

(但し、毎月第4日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

午前10時から午後4時30分(施設利用は無料)